



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 民法上の任意組合による航空機リース事件

～納税者の全面勝訴判決を受けて国側異例の上告断念 確定へ～

全国で140件もの税務訴訟が係属しているといわれた航空機リース事件に結論が出ました。多くの個人投資家が、航空機リース事業を目的とする民法上の任意組合契約を締結し、この事業による所得を不動産所得として減価償却費等を必要経費に算入した上で、これにより発生した不動産所得の損失の金額を他の所得と損益通算して確定申告を行ったところ、これらの各組合契約は利益配当契約であり、民法667条に定める組合契約ではない。これによる所得は、利益配当契約にすぎず、雑所得であって損益通算は許されないとして更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分が行われ、これを争ったという事案です。

なお、平成16年11月、政府税調答申による指摘を受け、所得税については、「不動産所得を生ずべき任意組合等の事業に係る組合損失をないものとみなす」措置が講じられ、(措法41の4の2)、この節税策は、平成18年分以後の所得税については、適用できないことになっています(平成17年10月27日名古屋高裁・控訴人税務署長の請求棄却(確定)Z888-1036)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 原審名古屋地裁の判断

原審の名古屋地裁は、本件各組合は、民法上の組合に当たり、各組合契約に心裡留保や虚偽表示は認められず、各事業による収益が不動産所得に区分されることは明らかであるから、それらの所得の実質上の帰属主体(組合員)である個人投資家Xらの航空機リース事業による所得も不動産所得に区分され、損益通算は可能であるとして、Xらの取消請求を認容しました。

### 2. 名古屋高裁の判断

現代社会における合理的経済人の通常の行動として、仮に、租税負担が軽減されることなどを動機ないしは目的として、何らかの契約を締結する場合には、その目的がより達成できるような私法上の契約類型を選択し、その効果意思を持つことは、ごく自然なことであり、かつ、合理的なことであるといえるから、当事者が作り出した契約等の形式について、これと異なる効果意思の存在を推認するとなれば、当事者の意思を離れて、その動機等の主観的要素のみに着目して課税することになり、当事者が行った法律行為を法的根拠なく否定する結果になる。

Y税務署長らは、本件各事業は、我が国の租税歳入それ自体を取引対象として当事者の利益を図る事業であり、各組合契約は、契約当事者の認識や実体と法形式とが大きく齟齬する異常な法形式であるかのように主張するが、その主張は、動機等の主観的要素と効果意思とを混同し、本件各組合契約は、課税減少効果を目的とする契約であるとして、当事者の認識等をその動機等や経済的側面のみに着目してこれを理解し、動機等とは別の効果意思の検討を放棄するものである。

本件各事業の当事者は、キャッシュ・フロー・ベースで利益を得る可能性はあるから、本件各事業は、課税減少効果がなければ成り立ち得ないとまではいえないし、課税額の減少それ自体を取引の手段として本件各事業の当事者の利益を図るものであるとのYらの主張は、契約締結の動機、意図などの主観的要素と効果意思とを混同するものであり、このことを、言葉を変えて述べているにすぎず、原判決の判断に対する反論とはなり得ない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇ 以上の裁判例について詳細(全文・A4判6頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第149号(平成17年12月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628